

2023年度 特定非営利活動に係る事業計画(案)

2023年4月1日 から 2024年3月31日 まで

特定非営利活動法人ほっとポット

I 2023年度の法人方針

◎貧困問題根絶の為、生存権保障の理念を最も重視した支援活動を展開する

- 貧困状態にある方やそのおそれのある方等の要保護状態の解消を目指し、権利擁護を実現する
その為に、社会保障・社会福祉制度への適切な相談・助言・調整支援活動を実施する
- 住宅を喪失した方やそのおそれのある方へ、安定した居所の確保支援を実施する
- 独立型社会福祉士事務所として、その独立性を活かした創造的支援を実施する

II 2023年度 特定非営利活動に係る事業計画

定款の事業名			
事業内容	(A) 実施予定日時 (B) 実施予定場所 (C) 従業員予定人数	(A) 受益対象者範囲 (B) 予定人数	支出 見込額 (千円)
無料低額相談事業			
貧困状態にある方やその恐れのある方、住居を喪失した方への生活相談に応じる。また社会保障・社会福祉制度に関する助言や関係機関との調整支援を必要に応じ提供する。 ※社会福祉法2-3-1 第2種社会福祉事業 届出	(A) 通年 平日	(A) 貧困状態や、その恐れのある方	1,447
	(B) さいたま市	(B) 300人	
	(C) 5名		
緊急一時シェルター事業			
住居を喪失した方等へ、緊急的に最大30日間の一時的居所を提供。関係機関との調整支援や、生活相談も併せて提供。本事業に入所中から、退所後の安定的な居所の確保支援も行う。 ※埼玉弁護士会 社会復帰支援委託援助制度指定施設 ※法務省 自立準備ホーム 登録	(A) 通年	(A) 貧困状態にあり、住居を喪失している方	6,898
	(B) さいたま市内2か所	(B) 最大96人	
	(C) 1名		
地域生活サポートホーム事業			
住居を喪失した方へ、一時的な居住の場を提供。併せて、利用者の必要に応じた生活相談支援、社会福祉諸制度への調整支援を社会福祉士等の資格を有する職員が行う。 ※社会福祉法2-3-8 第2種社会福祉事業 届出 ※さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例 届出	(A) 通年	(A) 貧困状態にあり、住居を喪失している方	35,352
	(B) さいたま市内13か所	(B) 最大100人	
	(C) 3名		
障害福祉サービス事業			
(1)共同生活援助事業 障害のある方が、共同生活住居での日常生活を営むことができるよう、利用者の心身や日常生活状況等の把握し、必要な情報の提供や助言等の支援を行う。また、状況に応じて関係機関との連絡調整を行う。 ※障害者総合支援法5-17	(A) 通年	(A) 障害のある方	17,000
	(B) さいたま市内6か所	(B) 15人	
	(C) 10名		

(2) 自立生活援助事業 障害のある方で、居宅生活をしている方に対して、おおむね週1回以上の訪問や電話連絡等で日常生活での助言や相談を行う。また、状況に応じて関係機関との連絡調整を行う。 ※障害者総合支援法5-16	(A) 通年	(A) 障害のある方	779
	(B) さいたま市内	(B) 9名	
	(C) 5名		
人づくり事業			
当法人の活動情報等が掲載された会報誌を作成し、配布。	(A) 通年	(A) 正・賛助会員	297
	(B) 事務所等	(B) 190人	
	(C) 2名		
社会福祉士等を目指す実習生を一定期間受け入れ、養成を行う。 ※公益社団法人日本社会福祉士会 独立型社会福祉士名簿登録 ※社会福祉士実習指導者講習会修了者 配置	(A) 通年	(A) 社会福祉士等を目指す実習生	10
	(B) 埼玉県内	(B) 5人	
	(C) 3名		
講演等の依頼へ講師を派遣。活動目的に沿った様々な研修・啓発活動等を提供。	(A) 随時	(A) 講師派遣を希望する団体等	10
	(B) 各地	(B) 300人	
	(C) 7名		
当法人の理念・活動に理解・関心があり、且つボランティア活動を希望する方へ、その機会を提供。	(A) 通年	(A) ボランティア希望者	10
	(B) 事務所等	(B) 10人	
	(C) 2名		
ほっとサロン事業			
ほっとサロン ほっとポットの施設を卒業された方を中心に、お弁当を配布する。生活の状況に変化がないかの確認、交流機会の確保、気軽な相談場所となることを目的とする。 ※コロナウイルスの状況を鑑み、お花見などのレクリエーションを検討している、	(A) 年5回	(A) ほっとポットの施設を卒業された方	381
	(B) さいたま市内	(B) 70人	
	(C) 2名		
フードパントリー 偶数月の第3日曜日に、さいたま市岩槻区の県営住宅集会所を活用し、子育て世帯等へ食料品や日用品を配布する。 ※フードパントリーネットワーク埼玉加入	(A) 2か月に1度	(A) 主に岩槻区近辺に住む子育て世帯等	247
	(B) 岩槻諏訪山下住宅集会所	(B) 240人	
	(C) 1名		
成年後見事業			
成年後見人を受任。また、成年後見制度に関する相談に応じる。	(A) 通年	(A) 被後見人等	4684
	(B) さいたま市内	(B) 17人	
	(C) 2名		
就労支援事業			
就労前の支援として、日中活動の企画運営を行う。 ※新型コロナウイルス感染防止の為個別対応のみとする	(A) 通年 平日	(A) 生活に困窮し就労支援を希望する方	1
	(B) さいたま市内	(B) 12人	
	(C) 1名		